

環境情報検証報告書

セイコーエプソン株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、セイコーエプソン株式会社が作成した「セイコーエプソン 2023年度 Scope2(ロケーションベース) 算定結果」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2023年度のScope2のGHG(温室効果ガス)排出量(ロケーションベース)が、同社により作成された「環境データ算定ガイドライン」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2023年度とは、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、「算定報告書」を客観的に評価し、同社のScope2のGHG排出量(ロケーションベース)の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、Scope2のGHG排出量(ロケーションベース)について「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、ロケーションベースで算定したScope2のGHG排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。なお、本検証業務の対象組織範囲は、当機構が実施した「第1811004837号 環境情報検証報告書」と同範囲であり、セイコーエプソン株式会社及びグループ会社(国内25拠点、海外55拠点)とした。検証では、統括部門において、「算定ルール」の確認を実施し、算定対象範囲の確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の2023年度のScope2のGHG排出量(ロケーションベース)において、「算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の作成責任はセイコーエプソン株式会社でありScope2のGHG排出量(ロケーションベース)の検証の責任は当機構にある。セイコーエプソン株式会社と当機構の間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

